

# グループ 1. 運転者等の指導・教育（最大 3 項目・最低 1 項目選択）

## 1 - (1). 自社内独自の運転者研修等の実施（3 点又は 1 点）



グループ 1 (1)

判断方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 安全運行確保を目指した自社内の事故防止対策担当者による自社主催の研修、あるいは外部講師を招へいした研修、当該事業所の管理者が主催する研修等、運転者等を対象とした研修会の実施について判断します。</li> <li>◆ 会議に当たるものを除き、輸送の安全に関する研修を評価します。</li> <li>◆ 研修とは、職務に対する理解を深め、習熟するために学習することを指します。</li> </ul>						
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 過去 1 年間（2025 年 7 月 2 日～2026 年 7 月 1 日）における、実施状況が確認できれば、加点の対象とします。</li> <li>◆ 配点 3 点のうち、下記基準により 3 点又は 1 点付与とします。</li> </ul> <p><b>【3 点付与とするもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 選任運転者数の半数以上が研修を受講</li> </ul> <p><b>【1 点付与とするもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 選任運転者数の半数未満が研修を受講</li> <li>◆ 選任運転者以外の従業員（運転者を指導する管理職相当の者を含む）が研修を受講</li> </ul> <p>※ 1 点付与となる資料を複数添付しても選任運転者数の半数以上とならない場合は 3 点付与とはなりません。</p>						
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 本社・支社・支店等、自社が主催するものを対象とします。</li> <li>◆ 自社以外の他社との共催のものも対象としますが、自社も共催であることが判別できるように必ず明記して下さい。</li> </ul> <p><b>【研修内容の具体例】</b></p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>○ 交通事故防止に係る輸送の安全に関する研修</td> <td>○ 点検整備に関する内容の研修</td> </tr> <tr> <td>○ 省エネ運転研修</td> <td>○ タイヤ特性に関する研修</td> </tr> <tr> <td>○ 事故事例研究</td> <td></td> </tr> </table>	○ 交通事故防止に係る輸送の安全に関する研修	○ 点検整備に関する内容の研修	○ 省エネ運転研修	○ タイヤ特性に関する研修	○ 事故事例研究	
○ 交通事故防止に係る輸送の安全に関する研修	○ 点検整備に関する内容の研修						
○ 省エネ運転研修	○ タイヤ特性に関する研修						
○ 事故事例研究							

## 提出資料

次の①及び②を両方とも提出して下さい。

### ① 実施状況がわかる書類

研修の実施形式 [ a. 集合型 ]、[ b. 個別型 ] に応じて書類を提出して下さい。

※ 研修実施記録や指導記録等は、それぞれ (ア) ～ (オ) の内容を確認しますので必ず明記して下さい。

#### ■ a. 集合型の研修・教育（研修実施記録・報告書など）

研修実施記録（例）

研修実施記録			
会社名・営業所名	桜運送(株) 新宿営業所		
開催年月日	令和●年●月●日		
開催場所	本社営業所		
教育内容	イメージ		
参加者名簿	桜 一郎	●●●●	●●●●
	新宿 太郎	●●●●	●●●●
	●●●●	●●●●	
	●●●●	●●●●	

※ 「会議の議事概要」ではないもの

(ア) 申請事業所名（営業所名）

※ 共催の場合も申請する営業所名が必要。  
※ 通称名を使用している場合は、資料に付記するか、自認書を添付すること。

(イ) 開催年月日（西暦、和暦どちらでも構いません。）

(ウ) 開催場所

(エ) 具体的な指導・教育の内容

※ どんな研修を行ったかわかるように記入。  
※ 当日の資料を必ず添付すること。

(オ) 参加者「氏名」

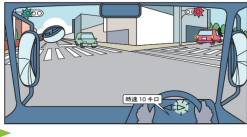
※ カラーマーカーをつけ、役職員名簿にチェック。  
※ 参加者名簿は別紙でも可。ただし、別紙には、必ず「研修名」「営業所名」「開催年月日」「開催場所」を記載すること（手書きも可）

## ■ b. 運転者に個別で行う指導教育

### (1) 個別の添乗指導記録 (例)

添乗指導記録
<p>以下の内容を確認します。</p> <p>(ア) 申請事業所名 (営業所名)</p> <p>(イ) 実施年月日</p> <p>(ウ) 選任運転者氏名 (カラーマーカーをつけ、 役職員名簿にチェック)</p> <p>(エ) 指導者氏名</p> <p>(オ) 指導内容がわかるもの (指導コメント等)</p> <p>※ P.32 の②の実際使用した資料となる (兼ねる) 場合は、添乗指導記録や KYT 記録シートをみの添付で構いません。</p>

### (2) 個別に行う KYT 記録シート (例)

【トラック1】交差点の右折	
交通場面の状況等 ・信号機のある交差点を右折しようとしている ・対向車線が接近している。 ・右折先の道路に駐車車両があり、歩行者の歩かがある。	・制動距離：約20m ・制動時間：約2秒 ・制動状況：4トン車 ・乗車者：1名乗車 ・運転記録：1件
	
どのような危険が潜んでいるか	どのような運転をすればよいか

※ KYT 記録シートについて、a. 集合型で行っていた場合、そちらに沿った形で提出してください。

### (3) e ラーニング (例)

- ・指導やテストの実施が確認できる書類 (個別の結果や一覧表など)

e ラーニング教材の内容	(テスト結果や指導の内容がわかる資料)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故防止に係る輸送の安全に関する内容</li> <li>・点検整備、タイヤ特性などトラック車両の安全性に関する内容</li> <li>・安全運転、省エネ運転など運転技術に関する内容</li> </ul> 等	<p>以下の内容を確認します。</p> <p>(ア) 申請事業所名 (営業所名)</p> <p>(イ) 実施年月日</p> <p>(ウ) 選任運転者氏名 (カラーマーカーをつけ、 役職員名簿にチェック)</p> <p>(エ) 指導者氏名</p> <p>(オ) 指導内容がわかる記載 (指導コメント) またはテストの結果</p> <p>※選任運転者の受講者分の資料を添付</p>

### (4) 動画視聴 (ビデオ・VR 等) (例)

- ・視聴に係る指導の実施が確認できる書類 (個別の結果や一覧表など)

動画教材の内容	(指導の内容がわかる資料)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故防止に係る輸送の安全に関する内容</li> <li>・点検整備、タイヤ特性などトラック車両の安全性に関する内容</li> <li>・安全運転、省エネ運転など運転技術に関する内容</li> </ul> 等	<p>以下の内容を確認します。</p> <p>(ア) 申請事業所名 (営業所名)</p> <p>(イ) 実施年月日</p> <p>(ウ) 選任運転者氏名 (カラーマーカーをつけ、 役職員名簿にチェック)</p> <p>(エ) 指導者氏名</p> <p>(オ) 指導内容がわかる記載 (指導コメント) またはテストの結果</p> <p>※選任運転者の受講者分の資料を添付</p>

※上記 (1) ~ (4) 以外の形式による個別指導を実施している場合についても、同様の内容が確認できるように添付してください。

※運転者個人による自己チェック、テスト等のみで指導記録がないものは加点の対象としません。

(システム的に結果が出力され、個人に指導として伝えられるものについては対象とします)

## ② 実際に研修で使用した、交通事故防止に関する内容が含まれる資料

以下の例のように、研修の具体的な内容がわかる資料を添付してください。

※添付資料には、実施した年月日、開催場所、当日資料の交通事故防止に関する内容の部分（該当部分のみの添付でよい）を必ず明記して下さい。

### ○テキスト、教材資料のコピー

※添付は一部で構いませんが、具体的内容の該当する部分にマーカーを付けてください。

※「国土交通省告示第1366号」に基づく教育については、国土交通省が発行するテキストのみの添付では、「法令等で義務のある研修」として、**加点の対象とならない場合があります。**

「法定以上の取組」として自社内で独自で行っている内容がわかる資料・実施記録を添付してください。

### ○KYTシート：集合型で教材として使用した場合

### ○eラーニング / 動画における交通事故防止の具体的な内容がわかる資料

(動画の紹介ページ、パッケージ、スクリーンショットなど)

※b.(1) 個別の添乗指導、(2) 運転者に個別で行うKYTについては、①の実施状況がわかる書類で具体的内容の資料となる場合、①のみ添付で構いません。

## 対象外

- 具体的な指導内容がわからない指導状況の一覧や、指導日の一覧表のみ（自己チェックのみなど）
- 朝礼や点呼時の指示、書面による通知・伝達等で研修とは見なせないもの
- 荷物の事故やお客トラブルに関する内容
- 積み付け、固縛時の事故や労働災害に関する内容
- 客先、物流施設、駐車場、車庫など構内における事故に関する内容
- フォークリフト、クレーン等の研修
- 各種法令等により受講・実施義務のある研修（危険物、労働安全衛生法省令に基づくもの等）
- 自社内独自のドライバーコンテスト等の競技会
- 軽自動車 / 自動二輪車に係る個別指導の記録（人数に含めません）
- 会議と見なされるもの（議事概要）（グループ2-(1)で評価対象）
- グループ2-(1)と同時に会議として行われたもの（議事概要に含まれているもの）は対象になりません。どちらかの項目のみ加点とし、点数の低い項目に加点する場合があります。ただし、同日に行われていても、会議と研修で目的及び時間を分けて行っていることが明確である場合は対象とします。それぞれの項目で、グループ2-(1)は議事概要と会議資料、グループ1-(1)は研修実施記録等と研修資料の添付が必要です。